

平成28年(㉮)第25号, 平成28年(㉮)第26号

債権者 西郡均 外3名

債務者 四国電力株式会社

平成29年10月4日

準備書面 (12)

大分地方裁判所民事部保全係 御中

債務者訴訟代理人弁護士

田代



同弁護士

松繁



同弁護士

生野裕



同弁護士

上野貴



同弁護士

井家武



目 次

第 1	本件 3 号機に対するミサイル攻撃の具体的危険性がないこと	1
1	破壊措置命令の発令の有無について	1
2	破壊措置命令の根拠条文について	1
3	仮に自衛隊法 8 2 条の 3 第 1 項に基づく破壊措置命令が発令されているとしても、本件 3 号機に対するミサイル攻撃の具体的危険性がないこと	2
第 2	ミサイル等の武力攻撃に対する法的枠組みと債務者の役割	4
1	事態対処法について	5
2	国民保護法について	5
3	事態対処法及び国民保護法の規定に照らして債権者らの差止請求は失当であること	6
4	原子炉等規制法等の規定を踏まえた対策	7
(1)	設置許可基準規則を踏まえた対策	7
(2)	重大事故等防止技術的能力基準を踏まえた対策	8
(3)	実用炉規則を踏まえた対策	11
第 3	結語	11

債権者らは、債権者ら準備書面（15）において、政府が自衛隊に対し、自衛隊法82条の3第1項に基づく破壊措置命令を発していることを根拠として、「北朝鮮が本件原発をミサイル攻撃する危険性は現実のものである。保全の必要性は明らかである」（債権者ら準備書面（15）（15頁））等と主張し、本件3号機の運転を直ちに停止するよう求めている。

しかしながら、以下、第1及び第2において述べるとおり、債権者らの主張には理由がない。

第1 本件3号機に対するミサイル攻撃の具体的危険性がないこと

1 破壊措置命令の発令の有無について

債権者らは、政府が自衛隊に対して破壊措置命令を発令していることを前提に主張しているが、そもそも、政府は、破壊措置命令を発令したか否かを明らかにしていない（乙288（5頁））。したがって、仮に破壊措置命令が出されていないとすれば、債権者らの主張は前提において失当である。

2 破壊措置命令の根拠条文について

政府が明言せずとも新聞報道等から破壊措置命令が発令されていること自体は推認されるとして、それを前提にするとしても、いずれの条文に基づいて発令されているかは明らかでなく、根拠条文次第では政府が現状をどのように認識しているかに違いが生じる。すなわち、債権者らは、破壊措置命令の根拠条文として自衛隊法82条の3第1項を挙げるが、同条第3項も破壊措置命令の根拠条文となり得るところ、前者は「弾道ミサイルなどがわが国に飛来するおそれがあると認められる場合」を要件とする一方、後者は「弾道ミサイルなどが我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められないものの、事態が急変し内閣総理大臣の承認を得るとまがな

い緊急の場合」を要件としており、それぞれ前提とする事態が異なっている(乙289(515頁資料41))。政府による公表がなされていないため、破壊措置命令の根拠条文がいずれであるかは明らかでないが、第3項に基づく破壊措置命令は期間を定めることとされているところ、甲734の2によれば、現在の政府の破壊措置命令が、3ヶ月の期間が設けられた上で都度更新されているものであることに鑑みれば、第3項が根拠条文であると考えられる。よって、自衛隊法82条の3第1項を根拠とする債権者らの主張は前提を欠き失当であるし、また、同条第3項に基づいているということは、現状が、「弾道ミサイルなどが我が国に飛来するおそれがあるとまでは認められない」事態であるとの認識に基づいて破壊措置命令が出されているものであるため、本件3号機に対するミサイル攻撃の具体的危険性があるとはいえない。

- 3 仮に自衛隊法82条の3第1項に基づく破壊措置命令が発令されているとしても、本件3号機に対するミサイル攻撃の具体的危険性がないこと

仮に債権者らが主張するように、自衛隊法82条の3第1項を根拠として破壊措置命令が発令されているとしても、以下に述べるとおり、本件3号機の運転を停止すべき程度にミサイル攻撃の具体的かつ現実的な危険が切迫しているとはいえない。

- (1) 確かに、近年、北朝鮮がミサイルの発射を繰り返しており、日本を含む周辺各国が警戒を強めていることは事実である。しかし、北朝鮮によるミサイルの発射は、債権者らも「実験」と述べているように(債権者ら準備書面(15)(2頁))、いずれも具体的に日本の領土を標的とした攻撃と認められるようなものではなく、実際に北朝鮮から発射されたミサイルが日本の領土に及び、被害が発生した事実もない。

(2) また、後述するとおり、日本の法制上、ミサイル等による外部からの武力攻撃に対しては「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「事態対処法」という。)及び「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「国民保護法」という。)並びにこれらの関係法令に従って、国が主導的役割を担いつつ、関係機関と相互に連携協力して対処するものとされ、債務者等の原子力発電事業者は、このような関係法令の枠組みの下で、具体的な状況に応じて、原子炉の停止その他の措置を適切に講じることが予定されている。

そして、事態対処法は、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態を「武力攻撃事態」、武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態を「武力攻撃予測事態」と定義し、これらの事態に至ったと認められる場合、政府は対処基本方針を定めて公示・周知し、同方針においてこれらの事態に至った旨の認定を明示するものとされている(2条2号及び3号, 9条1項, 6項及び8項)。また、原子力規制委員会は、武力攻撃事態等(「武力攻撃事態」又は「武力攻撃予測事態」)において、緊急の必要があると認めるときは、債務者に対し、本件3号機の使用停止等を命ずることができることとされている(国民保護法106条)。

しかるところ、政府は、少なくとも現時点において、「武力攻撃事態」に至ったと認定していないのはもちろん、「武力攻撃予測事態」に至ったとも認定しておらず、当然ながら、原子力規制委員会による本件3号機の使用停止命令も出されていない。

(3) 上記(1)及び(2)で述べた事情に加えて、債権者らも言及しているように、北朝鮮によるミサイル発射問題については、日本、米国、韓国、中国等の関係各国によって解決に向けた外交努力が鋭意続けられているのは公知の事実であり、また、「千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書1)」(乙290)56条1項は、戦時においても、「・・・原子力発電所は・・・軍事目標である場合であっても・・・攻撃することが危険な力の放出を引き起こし、その結果文民たる住民の間に重大な損失をもたらすときは、攻撃の対象としてはならない」と定め、日本及び北朝鮮は上記条約に加入していること(乙291(3枚目))、イージス艦による上層での迎撃とペトリオットPAC-3による下層での迎撃を自動警戒管制システム(JADGE)により連携させて効果的に行う多層防衛を基本とした弾道ミサイル防衛の整備が着実に進められていること(乙289(347～351頁))等をも併せ考慮すると、少なくとも現時点において、日本の領土、とりわけ本件3号機が北朝鮮からミサイル攻撃を受けて被害を被る具体的危険があるとはいえない。

第2 ミサイル等の武力攻撃に対する法的枠組みと債務者の役割

現時点において、本件3号機に対するミサイル攻撃の具体的危険性がないことは上記のとおりであるが、そもそも、以下に述べるとおり、ミサイル攻撃等の武力攻撃に対する法的枠組みに照らせば、ミサイル攻撃を理由として債務者に対して本件3号機の運転差止めを請求すること自体、失当である。

事態対処法及び国民保護法においては、仮に事態対処法に定める武力攻撃事態等に至った場合、国が主導的役割を担いつつ、債務者を含めた関係機関が相互に連携協力して対処することが予定されている。

1 事態対処法について

事態対処法は、外部からの武力攻撃等といった武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための態勢を整備し、もって日本の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的としている(1条)。

そして、国は、武力攻撃事態等及び存立危機事態において、組織及び機能の全てを挙げて、これらの事態に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する(4条1項)。

一方、債務者等の指定公共機関¹は、国及び地方公共団体その他の機関と相互に協力しつつ、その業務について、必要な措置を実施する責務を有するにとどまる(6条)。

2 国民保護法について

国民保護法は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることの重要性に鑑み、これらの事項に関し、国の責務等の必要な事項を定めることにより、事態対処法と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施することを目的としている(1条)。

そして、国は、国民の安全を確保するため、武力攻撃事態等に備えて、あらかじめ、国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針を定めるとともに、武力攻撃事態等においては、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速

¹ 原子力発電事業者は指定公共機関にあたる(国民保護法2条1項、事態対処法2条7号、同法施行令3条37号イ)。

に支援すること等により，国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（3条1項）。

一方，債務者等の指定公共機関は，その業務について，国民の保護のための措置を実施する責務を有するにとどまり（3条3項），具体的な原子力事業者の対応としては，原子力防災管理者の内閣総理大臣及び原子力規制委員会等に対する通報義務，原子力災害対策特別措置法25条1項の準用による武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる義務等が規定されているに過ぎない（105条～107条）。

3 事態対処法及び国民保護法の規定に照らして債権者らの差止請求は失当であること

上記1及び2で述べたような事態対処法及び国民保護法の規定からすれば，発電用原子炉施設を含む原子炉施設のミサイル攻撃等に対する安全性の確保については，国の責務であることを基本としつつ，債務者等の指定公共機関は，その業務に関する範囲で一定の責務が課されているものと考えられ，その具体的な責務については，原子炉等規制法²等の規定に具現化されているものと解される（乙292（320～321頁）参照）。

してみれば，債務者において，原子炉等規制法等の規定等に定められた範囲を超えて，独自にミサイル攻撃による放射性物質放出を阻止するための対策を講じていないことをもって，本件3号機の運転差止めを求めることはできないというべきである（乙293（295～296頁）参照）。

なお，債務者は，原子炉等規制法等の規定を踏まえ，大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対処するための設

² 正式には，「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」という。

備，体制を適切に整備しており，仮に本件3号機がミサイル攻撃を受けた場合には，このような設備，体制を可能な限り活用して対応することとなるため，念のため，下記4において，その内容について説明する。

4 原子炉等規制法等の規定を踏まえた対策

原子炉等規制法は，原子炉設置(変更)許可の基準の一部としてテロリズム対策等に関する基準を設けているほか，保安や核燃料物質に対する所定の防護措置を講じることを義務付けている。具体的には，前者の原子炉設置(変更)許可に係るテロリズム対策等に関する基準については，原子炉等規制法43条の3の6第1項3号及び同項4号を受けた設置許可基準規則³及び重大事故等防止技術的能力基準⁴に定められ，後者の保安，防護措置については，同法43条の3の2第1項及び同条第2項を受けた実用炉規則⁵に定められている。

そして，債務者は，以上の法令等を踏まえ対策を講じているところ，以下では，特に，ミサイル攻撃を受けた場合の対処にも活用され得る大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対処するための設備，体制について述べる。

(1) 設置許可基準規則を踏まえた対策

設置許可基準規則は，可搬型重大事故等対処設備について，地震，津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を考慮した上で常設重大事故等対処設備⁶と異なる保管場

³ 正式には，「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置，構造及び設備の基準に関する規則」という。

⁴ 正式には，「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」という。

⁵ 正式には，「実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則」という。

⁶ 可搬型重大事故等対処設備及び常設重大事故等対処設備については答弁書表12(202

所に保管することを要求している(設置許可基準規則43条3項5号)。

これを踏まえ、債務者は、屋内の可搬型重大事故等対処設備について、可能な限り常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り、複数箇所に分散して保管している。さらに、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備のうち水又は電力を供給するための注水設備及び電源設備は必要となる容量等を賄うことができる設備の2セットについて、また、それ以外のものは必要となる容量等を賄うことができる設備の1セットについて、それぞれ原子炉建屋及び原子炉補助建屋から100mの離隔距離を確保するとともに、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の設計基準事故対処設備⁷等から100mの離隔距離を確保した上で、複数箇所に分散して保管している。加えて、当該可搬型重大事故等対処設備がその機能を代替する屋外の常設重大事故等対処設備からも、少なくとも1セットは100mの離隔距離を確保して保管している。(乙11(8-1-595~8-1-598頁),乙13(276~278頁))

(2) 重大事故等防止技術的能力基準を踏まえた対策

重大事故等防止技術的能力基準は、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによって原子炉施設の大規模な損壊が生じた場合における体制の整備に関し、手順書の整備、当該手順書に従って活動を行うための体制及び資機材の整備を要求している(重大事故等防止技術的能力基準2.1)。

これを踏まえ、債務者は、以下のとおり大規模な損壊が生じた場合における体制を整備している(乙11(10-5-36~10-5-10

頁) 参照

⁷ 設計基準事故に対処するための安全機能を有する設備(設置許可基準規則2条2項13号)

2頁), 乙13(422~427頁))。

ア 手順書の整備

大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる大規模損壊の発生時には, 施設の損壊状況等の迅速な把握を試みるとともに断片的に得られる情報, 確保できる人員及び使用可能な設備により, 環境への放射性物質の放出低減を最優先に考えた対応を行うこととし, 重大事故等対策において整備する手順等に加えて, 可搬型重大事故等対処設備による対応を中心とした多様性及び柔軟性を持たせた手順等を整備している。

イ 教育, 訓練の実施

大規模損壊への対応のための発電所災害対策要員(協力会社含む。)への教育及び訓練については, 重大事故等対策にて実施する教育及び訓練に加え, 大規模損壊時に対応する手順及び事故対応用の資機材等の取扱い等を習得するための教育及び訓練を実施している。具体的には, 大規模損壊発生時に通常の指揮命令系統が機能しない場合を想定して原子力防災管理者及び連絡責任者への個別の教育及び訓練を実施するとともに, 発電所災害対策要員が, それぞれに割り当てられた役割に応じた対応だけでなく, 本来の役割とは異なる作業等についても流動性をもって対応できるよう, 発電所災害対策要員に対する教育及び訓練の充実を図っている。

ウ 体制の整備

大規模損壊発生時の体制については, 通常原子力防災体制を基本としつつ, 通常とは異なる対応が必要となる場合にも流動性を持って大規模損壊発生時の対応手順に従った活動を行うことができるよう,

夜間・休日の人員確保や他号機の運転員による応援態勢を考慮して体制を整備している。発電所災害対策本部要員等が活動を行うにあたっての拠点は、剛構造の緊急時対策所を基本としつつ、総合事務所棟（免震構造）も状況に応じて活用することとしている。

また、大規模損壊発生時における発電所外部からの支援体制として、災害対策本部（松山，高松）が速やかに確立できるよう体制を整備するとともに、他の原子力事業者及び原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられるよう体制を整備している。さらに、協力会社から現場作業や資機材輸送等に係る要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーによる技術的支援を受けられる体制も構築している。

エ 設備及び資機材の整備

大規模損壊発生時の対応手順に従って活動を行うために必要な可搬型重大事故等対処設備は、共通要因による損傷を防止することができるよう、同等の機能を有する設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と同時に外部事象の影響を受けにくい場所に保管するとともに、同時に複数の可搬型重大事故等対処設備が機能喪失しないよう、可搬型重大事故等対処設備同士の距離を十分に離して、複数箇所に分散して配置している。

また、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム発生時の対応に必要な、①消火活動を実施するために着用する防護具，消火薬剤，可搬型泡放水砲等，②高線量の環境下において事故対応を行うための高線量対応防護服等，③指揮者と現場間，発電所外等との連絡のための多様な通信機器等の資機材は，原子炉建屋

及び原子炉補助建屋から100m以上離隔距離を確保した場所に分散して配備している。

(3) 実用炉規則を踏まえた対策

実用炉規則86条は、大規模損壊時における発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備を求めており（上記(2)で述べた重大事故等防止技術的能力基準と同様の要求である。）、実用炉規則92条1項23号は、かかる体制の整備に関する事項を保安規定に定めることを求めている。

これを踏まえ、債務者は、上記(2)のとおり整備した大規模損壊時の対応体制について保安規定に定め、原子力規制委員会の認可を受けた上で、毎年、原子力規制委員会の検査を受けている。

第3 結語

以上のとおり、債権者らが指摘する北朝鮮によるミサイル攻撃については、債権者らが根拠として挙げる破壊措置命令の発令の有無やその発令の根拠となる条文に関して疑義があるし、その点を措くとしても、少なくとも、本件3号機の運転を停止すべき程度にミサイル攻撃の具体的かつ現実的な危険が切迫しているとはいえない。

また、事態対処法及び国民保護法の規定に照らせば、債務者において独自にミサイル攻撃による放射性物質放出を阻止するための対策を講じていないことをもって、本件3号機の運転差止めを求めること自体、失当である。

したがって、北朝鮮によるミサイル攻撃の危険性を理由に本件3号機の運転を直ちに停止するよう求める債権者らの主張には理由がない。

以 上